

令和8年8月25日

関東管区行政評価局

＜令和8年8月千葉豪雨で被災された方のための＞ 災害専用フリーダイヤル開設のお知らせ

令和8年8月千葉豪雨で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

関東管区行政評価局では、今回の災害で被害にあわれた方を対象に、お困りになっていることについての御相談（り災証明書の発行や各種の支援措置の窓口を知りたい、どこに相談してよいのか分からないなど）を受け付ける専用のフリーダイヤルを、令和8年8月26日から開設します。

● 令和8年8月千葉豪雨で被災された方のための

災害専用フリーダイヤル 0120-602-110

※ 受付時間：平日 9:00～16:45

※ 関東管区行政評価局（埼玉県さいたま市）につながります。

このほか、千葉行政監視行政相談センターにおいて、以下の方法による御相談もお受けしております。

● 電話による相談受付：平日 9:00～16:45

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル：0570-090110

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は：043-244-1100

● 来所による相談受付：平日 9:00～16:45

住所：千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

千葉行政監視行政相談センター きくみみ千葉

● インターネットによる相談受付

URL：<https://www.soumu.go.jp/main sosiki/hyouka/soudan.html>

● FAXによる相談受付

043-246-9829



行政相談マスコット
キクーン

【照会先】 総務省関東管区行政評価局総務行政相談部
首席行政相談官室 佐々木、五十嵐
〒330-9717
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館19階
（電話）048-600-2313
（FAX）048-600-2336

災害時の生活支援案内(ガイドブック)

総務省では、災害発生時に、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応する「特別行政相談活動」を展開して、相談所の開設やガイドブックをホームページや避難所などで配布

ガイドブックの概要

- 罹災証明書や弔慰金、税金等の特別措置など生活再建に関する制度の窓口を案内
- 二次元コードによる詳細な制度の説明ページへのリンクを掲載

ガイドブックの表紙

総務省行政相談センター
まぐみみ千葉

令和8年8月14日 初版
令和8年8月21日時点 第7版

災害救助法適用23市町版

※千葉市版、船橋市版はこちら

令和8年8月千葉豪雨により
被災された方への生活支援
窓口案内(ガイドブック)



災害救助法適用
23市町版



千葉市版



船橋市版

令和8年8月千葉豪雨で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省千葉行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● 電話による相談受付: 平日 9:00~16:45

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル: **0570-090110**

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は: **043-244-1100**

● 来所による相談受付: 平日 9:00~16:45

住所: 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

千葉行政監視行政相談センター まぐみみ千葉

● インターネットによる相談受付

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



インターネットによる相談受付

● FAXによる相談受付

043-246-9829

まぐみみ千葉



総務省行政相談センター



総務省 千葉行政監視行政相談センター

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

電話 043-244-1100

 **1 防災情報の発信について**

- 1-1 自治体の防災情報(1)
- 1-2 災害発生時の安否確認(1)
- 1-3 外国人市民のための多言語の防災情報(2)

 **2 住まいや身の回りのこと**

- 2-1 罹災(被災)証明書の発行(3)
- 2-2 被災者のための住宅提供(5)
- 2-3 住宅の応急修理(6)
- 2-4 被災建物の解体・撤去(7)
- 2-5 家屋の消毒に関する(8)
- 2-6 その他住まいに関する(9)

 **3 お金のこと**

- 3-1 災害弔慰金・見舞金の支給(10)
- 3-2 災害障害見舞金の支給(11)
- 3-3 生活資金の貸付け(12)
- 3-4 生活の困窮(13)
- 3-5 住宅に関する支援金、貸付(15)
- 3-6 雇用に関する支給(20)

 **4 役所の手続きのこと**

- 4-1 国税の特別措置(22)
- 4-2 県民税の特別措置(22)
- 4-3 市町民税の特別措置(23)
- 4-4 各種保険料の特別措置(24)
- 4-5 公共料金の減免措置等(27)
- 4-6 証明書等を紛失した場合(27)

 **5 民間の手続きのこと**

- 5-1 損害保険(28)
- 5-2 生命保険の契約内容(29)
- 5-3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(29)
- 5-4 法律相談等の窓口(30)

 **6 医療・健康のこと**

- 6-1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用(31)
- 6-2 障害福祉サービスの利用(32)
- 6-3 こころの悩み相談(33)

 **7 教育のこと**

- 7-1 保育園・幼稚園の子がいる家庭への支援(33)
- 7-2 小中学生の子がいる家庭への支援(34)
- 7-3 高校生の子がいる家庭への支援(35)
- 7-4 大学生・専門学校の学生への支援(35)

 **8 事業者の方へ**

- 8-1 中小企業者を対象とした相談窓口(36)
- 8-2 農林水産業者への支援(38)

 **9 そのほかの情報**

- 9-1 ペット動物に関する相談(39)
- 9-2 消費者相談(40)
- 9-3 外国人相談(41)
- 9-4 自動車に関する相談(42)

 1 防災情報の発信について

1-1 自治体の防災情報

★ 情報配信
災害時に必要な情報を提供しています。

◆ 千葉県防災ポータルサイト

市町村から県庁に報告された避難情報や避難所開設情報などが公開されます。このほかにも、警報、注意報等の気象情報、地震情報や、災害対策に役立つ防災まめ知識、ハザードマップ、地震被害想定などの情報を掲載しています。



千葉県HP

◆ Yahoo! 防災速報

緊急情報や避難所へのルート、避難所開設情報、気象情報などの防災情報を配信しているサービスです。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に注意喚起情報を配信しています。



Yahoo!防災速報アプリ



Android版

iOS版

 2 住まいや身の回りのこと

2-1 罹災(被災)証明書の発行

◆ 「罹災証明書」とは、地震等の災害によって被災した居住・所有する住家の被害の程度(本規模半壊、半壊等)を公的に証明する書面です。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要な場合があります。

また、自動車など住家以外が被災した場合には、「被災証明書」を申請することができます。

証明書の申請方法や詳細な情報につきましては、次の窓口までお問い合わせください。



内閣府HP

＜ 罹災証明書の申請に関する必要書類等 ＞

罹災(被災)証明願、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど)、被災現場の写真(建物全体の写真、被害箇所が分かる写真)が必要です。

※詳細は、お問合せ先にご確認ください。

※自己判定方式による交付の場合を除き、被災現場の写真の提出は必須ではありませんが、早期の証明書交付のために、ご協力よろしく願います。

※罹災者(被災者)もしくは同居している方以外が申請者の場合は、罹災証明願の下部にございます、委任状への記載が必要です。